

IFRS news

法人所得税務処理に関する不確実性 についての新しい解釈指針案

November 2015

国際会計基準 (IAS) 第12号「法人所得税」に対する解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」について、PwC アカウンティング・コンサルティング・サービス・グループの John Chan が詳しく説明します。

国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS IC) (以下、「IC」) は、税法の適用に不確実性がある状況における税金負債または税金資産の認識および測定に関する実務の不統一を観察したことから、具体的なガイダンスの発行を提案しています。

範囲および会計単位

本公開草案は、不確実な税務処理に関する会計処理に、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」ではなく、IAS 第12号を適用することを提案しています。個々の不確実な税務処理は、どのアプローチが不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するのかによって、別個に考慮されるか、またはグループとして一緒に考慮されることとなります。企業は、こうした決定を行うために、税務処理がどのように作成され裏付けられるか、税務当局が調査の際に採用すると見込まれるアプローチを考慮します。

発見リスクの考慮

企業は、調査する権限を有する税務当局が調査を実施し、調査を実施する際には関連性のあるすべての情報について十分な知識を有しているものと仮定します。したがって、企業が不確実な税務処理の認識および測定における発見リスクを考慮することは認められません。

認識と測定

本解釈指針案では不確実な税務処理から生じる税金資産または税金負債が、IAS 第12号における認識についての蓋然性の閾値である「可能性が高い (probable)」を用いて評価されるよう要求しています。

企業は、特定の税務ポジションを取る際に、提案した税務処理を税務当局が認める可能性が高くはないとの結論を下す場合があります。その場合、企業は、課税所得、税務上の欠損金、税務基準額、未使用の税務上の欠損金や税額控除または税率を決定する際に、企業の税務ポジションが税務当局によって認められないことを仮定します。企業は、不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するために、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を使用しなければなりません。

最も可能性の高い金額は、考え得る結果が二者択一かまたは単一の問題または取引に集中している場合には、不確実性の解消についてのより適切な予測を提供する可能性があります。期待値は、考え得る結果が幅広く分布している場合には、不確実性の解消についてより適切な予測を提供する可能性があります。

ICは、不確実な税務処理の測定における「累積確率アプローチ」の使用案を却下しました。このアプローチは米国会計基準(US GAAP)の下で使用されていますが、より複雑で、その他のIFRSの基準書や解釈指針では使用されていません。

影響を受ける企業

法人所得税は、ほぼすべての企業に適用されます。本解釈指針案は、以下のいくつかの点について重要な明確化を提案しています。

- 企業は、税務処理が税務当局によって認められる可能性が高くない場合には、不確実な税務処理のための会計処理を行う必要がある。
- 資産および負債の両方に対して同じ「可能性が高い(probable)」の閾値が適用される。
- 発見リスクは考慮されない。すなわち、企業は税務当局が調査を行う際にすべての関連性のある情報についての正確かつ十分な知識を有していると仮定しなければならない。
- 測定は会計方針の選択の対象ではなく、結果についての最善の予測を提供する方法を反映する。

次のステップ

本公開草案に対するコメント募集期限は2016年1月19日です。